

2009年 8月 1日

第183号

# エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



主 事 ・ コンビニ調査結果報告

な 事 ・ 武田薬品住民監査請求、とうとう起工式

記 事 ・ 緑のカーテン、壁面緑化

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

## 憲法九条は21世紀モデル

～戦争・環境破壊・貧困からの解放の手引き～

ある歴史学者のことに『20世紀を特徴づけているのは戦争と革命である』とある。また『21世紀のひとびとは、環境破壊から地球を護り、飢餓と貧困を克服し、平和を維持するために協力しあわなければならない』と指摘した哲学者もいる。

しかし残念なことに21世紀もまたテロと戦争で幕を開けた。そして今、戦争をやめさせることや地球温暖化にストップをかけることに世界の各地でさまざまな努力がつづけられているにもかかわらず、国家のエゴと国家間の不信、とりわけ経済力と軍事力に優位に立つ先進国とその逆の位置にある発展途上国やいちぢるしくハンディを抱えた国々との間に越え難いギャップがあるように見える。

ひるがえってわが国は、19世紀末の日清戦争を皮切りに20世紀冒頭の日露戦争から45年の敗戦まで、戦争につぐ戦争の歳月を送って来た。戦争は侵略された国々の人民に塗炭の苦しみを与え、その国土を荒廃させたばかりか、侵略した側の人民の生命と国土に甚大な被害を生じさせた。その日本国がともかく64年の長きにわたって平和を謳歌できたのは、憲法九条のおかげである。その憲法が危機にさらされているとしたら、そしてそうした動きに気づいたとしたら、良心あるものは立ち上がりにはいられないだろう。

日本は原子爆弾という大量破壊兵器の洗礼を受けた唯一の国、非核三原則を国是とする国、戦争放棄と戦力不保持を憲法に明記した国でありながら、長年にわたる保守政権のもとでつづけてきた『解釈改憲』『なし崩し改憲』をかなぐり捨てて、『普通の国』『主権国家として当然』などの言い回しで『戦争のできる国』『核兵器を含む戦備を整える国』として再出発しようとしている。

再生すべきは軍隊ではなくて平和憲法、維持すべきは軍備ではなくて憲法九条である。世界に向かってアピールするのは平和と環境である。憲法九条は21世紀モデルとして世界の国々に誇るに値する国民の財産である。このことをより多くの人々に知らせ、広めるために、このたび地域に根差した『湘南大庭九条の会』が発足することになり、有志の手で着々準備がすすめられている。頼もしいかぎりである。

(井之川平等記)

## 藤沢市内コンビニ調査報告

### 1. 調査の背景

地球温暖化防止対策についての関心が高まる中、深夜煌々と照明を付けたまま営業しているコンビニに対して、無駄を省く象徴やまちづくりの一環として、軽井沢のように条例を制定して深夜営業を規制している街も出現してきた。作今、コンビニの深夜営業規制論議が高まっている。コンビニチェーンの経営トップは反発しているがオーナーの中には賛成の声もある。理由は、「せめて数時間安心して眠れる時間が欲しい」ということである。わたしの近くのコンビニオーナーは10年ほど続いた店の経営を止め、本部直営になった。奥様が寝られない、ご主人は頭髮が真っ白になり疲れ果てたとのことでした。

### 2. 目的

藤沢市内のコンビニの深夜営業の実態を明らかにし、CO<sub>2</sub>削減、温暖化防止の観点から検討することを目的とした調査をすることにした。

### 3. 調査方法と期間 市内124店舗にアンケートを実施

期間 2009年1月22日～2月20日 回答返信の無かった店については、個別に訪問したり、主なコンビニについて本社に協力を要請した。

### 4. 結果と考察

市内124店舗のうち回答があったのは23店舗、(19.2%)

回答を断られた店舗 5、 無回答 95店舗 (79.2%)、 店が無くなった4店舗

①13地区別に分けると、鵠沼地区18 藤沢地区15 湘南台地区15 少ないのは善行、片瀬地区の5であった。

②営業時間は、ほとんどが24時間であり、深夜営業を行っていないのは2店舗

③深夜営業(午後11時から午前5時)の客数は、100人以上が5店舗(23.8%)(図1)

④月平均電力量と照明電力量の関係(図2)のとおり、各店舗の蛍光灯ワット数・本数・照明を付けている時間から照明電力量を算出した。また、蛍光灯の本数は店舗面数の比例すると考えられる。全使用電力量に占める照明電力量は、深夜営業をやめた場合のCO<sub>2</sub>排出削減効果を見る目安として算出してみた。

環境負荷(CO<sub>2</sub>量等)は店舗面積、営業時間、取扱い商品等によって異なるが、照明使用電力量が全電気使用量に占める割合を求めたところ、約15%であった。冷蔵庫や空調が大きな割合を占めていることが明らかとなった。このことから、コンビニの深夜営業6時間を止めたとして、削減効果は全電気使用量の僅か3.8%程度しか期待できない。しかし、深夜の客が殆ど入らない店もあり、照明をつけている営業実態もあり温暖化防止の観点から見ると無駄を省く努力をしている市民感情としてはどう映っているのだろうか？、

⑤店舗ごとの一ヶ月の使用電力量とCO<sub>2</sub>排出量(図3)

市内平均12,170kwh(5,233kg-co<sub>2</sub>)であった。この値は全国平均に当てはまると考えて良い。

⑥市内コンビニ店で、太陽光発電を行っている店舗が1店あり、個人営業のため全電力を賄うには至っていない。公的な設備投資資金の優遇措置も必要かと考えられる。

⑦空調、冷房温度管理、システム管理など何らかの取り組みをしている店舗は13店舗(17%)であった。

⑧レジ袋の削減で客に声かけ、ポスター掲示等の取り組みは19店舗(83%)実施。

⑨その他 深夜の営業規制に賛成が2店舗、条例化に反対・困るが3店舗、地域による、困っている、本部にあげて欲しい、本部と協力する、本部に従うなどの意見が寄せられた。

原発には反対、自然エネルギー、クリーンエネルギーの対策が必要、教育が大切。  
本部の指示で 決まりがあり明るさも決まっています毎月チェックがある。本部の姿勢が重要であることが明らかになった。

図 1

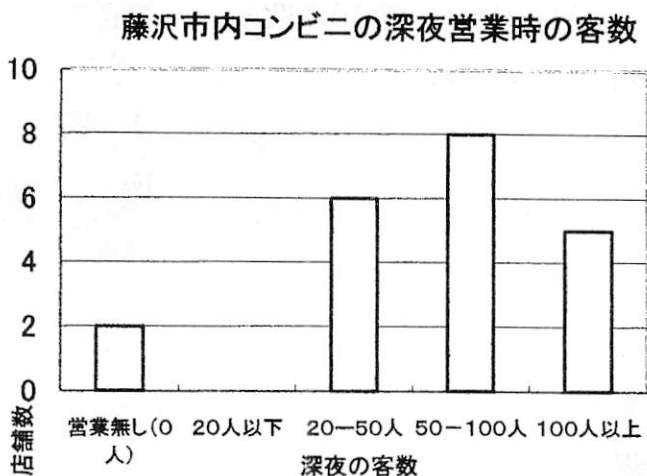


図 2

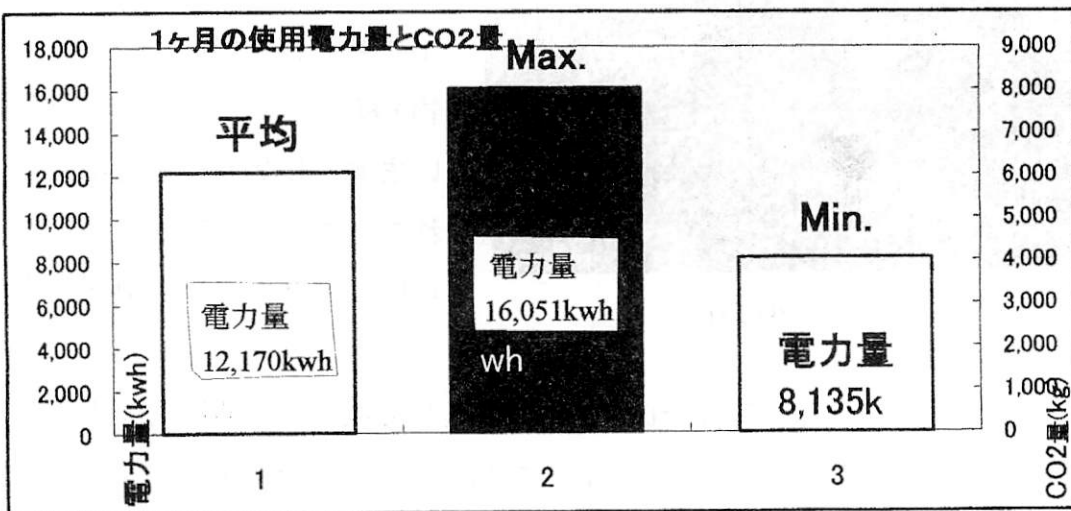
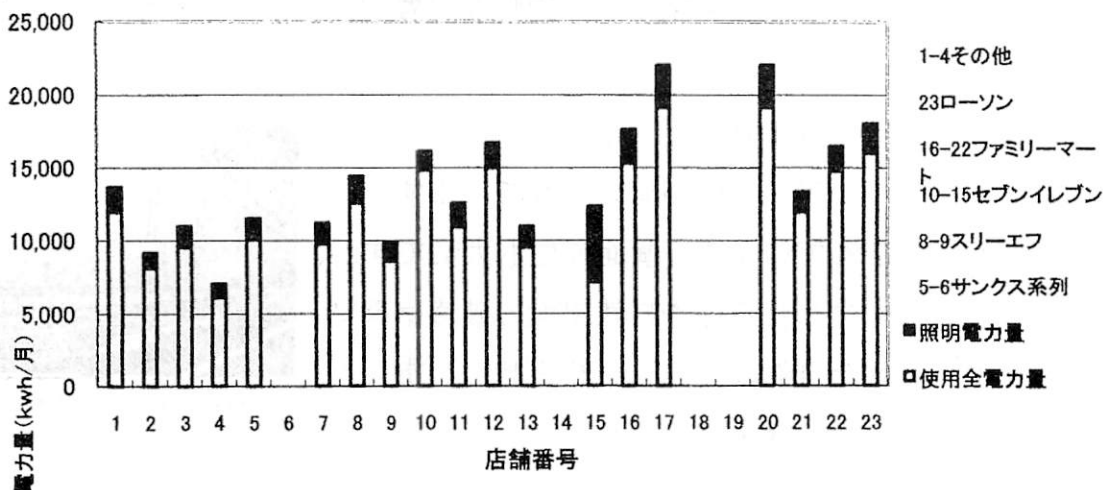


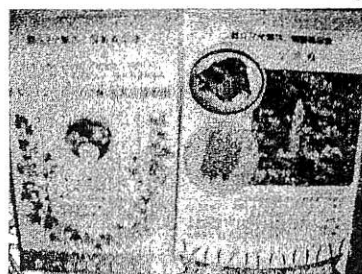
図 3

コンビニ1ヶ月間の照明使用電力量と全電気使用量

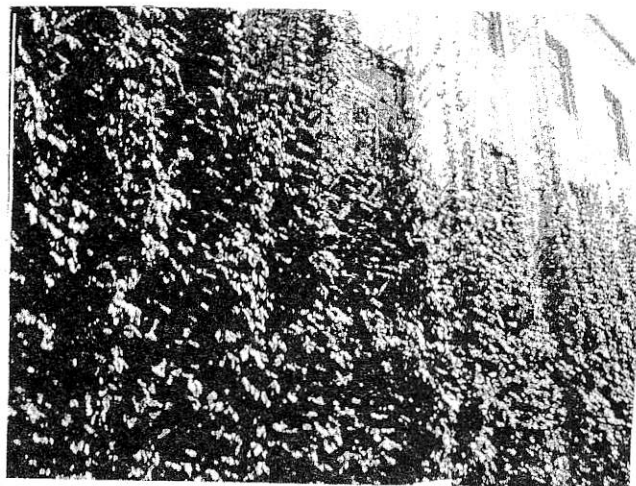


## 緑のカーテン（一年草による壁面緑化）

市では、07年度から建物緑化(屋上・壁面)に助成をしてきましたが、今年度から、緑のカーテン普及・啓発のため、市民センターでゴーヤとアサガオのタネを1万袋(各5千)配布しました。ゴーヤのタネが人気で、すぐに配布は終了したようです。



配布したタネ

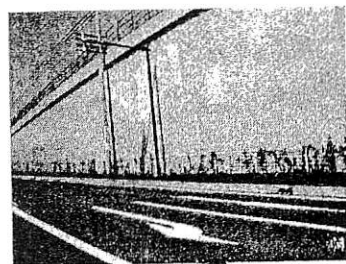


市役所本館壁面緑化

しょうか？

今後、結果の検証が待たれますが、密集して葉がしげると光が遮られて室内が暗くなり電気をつけることになります。それで地球温暖化対策につながるのでしょうか？市民で、緑のカーテンにチャレンジした方から、タネは無料だったが、プランター・支柱・ネット・肥料など費用が、かなりかかってしまったと聞きました。

善行長後線（善行5丁目付近）土手の外壁コンクリートに壁面緑化で、アイビーが植えられていますが、成長が悪く伸び悩んでいます。壁面緑化も大切ですが、開発や道路計画で失われる緑や自然環境の破壊は深刻です。一度失われた自然は、元に戻せません。市民と行政が協働で、今後、緑をどのように守っていくのが問われています。



善行長後線の壁面緑化

<ゆめ ほのか>

## とうとう起工式、巨大バイオ研究所が出現する！

去る7/3に武田新研究所の起工式があった。「新研究所で地元が元気になる。藤沢市民、湘南市民の健康にも大きなこと」と海老根藤沢市長は語ったそうだ。「市民の健康に大きな不安」では？ママチャリに子どもを乗せて抗議行動に来てくれた A さん、地域の一大事と駆けつけてくれた B さん、お疲れさまでした。

市民団体が抗議文書を社長に渡して欲しいと頼んでいるのに「それはこちらで判断する」と相変わらず曖昧で誠意のない武田側。武田という会社には不信感がつのるばかり。このままでは、来年には巨大バイオ施設が出現してしまう！ (Y)

武田薬品工業株式会社

平成 21 年 7 月 3 日

代表取締役社長 長谷川閑史様

武田問題対策連絡会

### 研究所建屋の建設着手に対し抗議する

この度武田薬品工業株式会社が、危険なバイオ研究所建屋の建設に向け7月3日に起工式を行うことは、研究内容にたいする住民の不安の声を無視し研究施設群の建設という既成事実を強行するものであり強く抗議する。

特に、神奈川県のご害調停審査開始が予定される7月27日の直前に、調停協議に先行し建設着手することについて貴社からは一言の見解表明も付されていない様であり、隣接する住民の生命および周辺広域圏の環境を守る上で貴社の決意等を理解する手立てすらつかめないことを憂うものである。

先に貴社は、旧工場取り壊し工事にあたって、新研究所建設に係わる説明会が開催中であったにもかかわらず、社長の指令の下 昨年末12月3日に着手を強行した。

着手のための「工事に関する覚書」締結に際しては、工事説明会参加住民の声に耳を貸さぬばかりか、あらかじめ締結手続きに不正行為まで仕組ませていたことは、本年1月15日付け貴社あて抗議文に明らかである。

また貴社は、旧湘南工場時代に藤沢市と「工場廃水は公共下水道に放出しない」ことを協定していたが、平成19年4月に県の環境アセス審査会にアセスの実施計画書を提出した際、水質汚濁を評価項目から外すため研究所排水を公共下水道へ放出すると記載した。これは明らかに藤沢市との協定に違反した記載である。今回、研究所の開発許可を得るにあたって 藤沢市と平成20年12月8日付け協議書を締結し同じ趣旨を規定したが、これも協定違反であることに変わりはない。

覚書と言い協定書と言い公の文書である。締結とか廃止をこれほどあいまいにしているような会社をわれわれは知らない。

ここにわれわれは、貴社が「誠実」という自らの企業理念とも駆け離れた行為を改め、当会が貴社に求める要求事項（建設工事の中止要求を含む）に対しあらゆる対策を講じ誠実に対応するよう求めるものである。

また当抗議文にたいし、社の責任ある回答を書面にて早急に行うよう求めるものである。

以上

武田問題住民監査請求を6月18日に提出、7月27日に審査、60日後に結果が出ます。

## 藤沢市職員措置請求書（住民監査請求）

### 1. 藤沢市長に関する措置請求の要旨

藤沢市長は、平成20年12月8日、武田薬品工業株式会社との間に、都市計画法に基づく公共施設に関する同意及び協議、並びに藤沢市開発行為及び中高層建築物の建設に関する指導要綱に基づき必要な関係公共施設等の設置及び管理について協議が成立したことを証するため別紙の協議書（以下「協議書」という）を作成し、海老根藤沢市長を甲、長谷川閑史武田薬品工業(株)代表取締役を乙とし、それぞれ記名押印した。

しかるに、同協議書第4条の「甲は開発区域内の排水設備について乙の行う流末を既設の下水道管に接続することに同意する」との条項は、それ以下の項目も含めて昭和53年3月1日藤沢市と武田薬品と結んだ協定書、並びに同年1月29日藤沢市と大清水地区汚水処理場建設反対協議会と結んだ基本協定書「住民との協定書」の工場排水の受入拒否条項に反するものであり、①武田薬品工業と締結した協議書第4条の取消 ②21年度予算に計上した武田薬品工業への下水道本管敷設工事の予算の執行停止を求めるものである。

武田薬品との「協議書」が昭和53年の「住民並びに武田薬品との協定書」に違反することの事実関係

#### （イ）協定書の条項から見る協議書の違法性

藤沢市は昭和53年1月29日の「住民との協定書」において「公害の発生を防止するため本処理工場には工場排水は受け入れない」（第2条）ことを明記し、また53年3月1日「武田薬品との協定書」でも「武田薬品は工場から排出する排水のうち、洗浄用、冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水（行程排水という）及び雨水については公共用水域（河川）に排出するものとする」（第2条）「武田薬品は、工場から排出のうち、厨房、便所及びその他の生活排水については、甲が建設する污水管へ排出するものとする」と明記しているにもかかわらず、「協議書」第4条は「開発区域内の排水設備について乙の行う流末を既設の下水道本管に接続することに同意する」とし、すべての武田薬品の排水の受入に同意するものとなっている。しかし、住民並びに武田薬品との協定書の条文を照らしあわせてみても、全ての武田薬品研究所の流末を受け入れることに同意するとした「協議書」第4条が2つ協定書に違反することは明白である。

#### （ロ）武田の工場廃止届けで協定の失効にはならない

藤沢市は平成18年3月1日に武田薬品が湘南工場の廃止届を市に出しているから、53年締結の「武田薬品との協定」失効しており、新研究所には協定は及ばないと述べているが、53年の「武田との協定書」にはその「乙は第三者へ工場を譲渡した場合でも譲受人にこの協定内容を承継させるものとする」という条項があり、工場の廃止届けを出したから協定は失効したなどという市の詭弁は通らない。今回の件は、第三者への譲渡があったわけでもなく、武田薬品の用途変更があっただけで、所有者に変更はなく53年の協定に武田薬品は従わねばならない立場にあることに変わりはない。ましてや、H18年工場の廃止届けを出したといつても、H19年12月の開発許可が下りるまで工場の建物は存在しており、工場はそれ以降に解体が行われたもので、廃止届けは形だけで、実際は工場から研究所への建物の建て替えに過ぎない。実際に建築許可概要書でも建物の増築工事となっているのである

#### （ハ）研究所排水の方が工場排水より危険性が高い問題

更に、藤沢市は、新しい武田の施設は工場ではなく研究所だからS53年の二つの「協定書」は適用されない、また、研究所は生産工程を持たないから工場排水に当たらないと言っているがいずれも市の主張は詭弁に過ぎない。

武田薬品が新研究所で行おうとしていることは、創薬研究であり薬の元になる化合物を遺伝子組み換え実験、化学実験、動物実験によって開発しようというものである。その際、多数の

病原菌、化学薬品が使われ、R1が使用され、遺伝子組み換え生成物が創製され、動物実験からの複合汚染された排泄物が排出されるのである。この一連の創薬実験工程は、まさに工場の生産工程に匹敵するものであり、工場排水より多種多様で、より危険な実験行程排水であるといわなければならない。市は遺伝子組み換え生成物は滅菌する、化学実験で使用した重金属や有機溶媒は分離回収する、動物実験排泄物は固液分離する、R1用水は水中で希釈するから残った排水は工場排水とは言えないと言うが、武田以外の工場でも化学薬品や重金属、遺伝子組み換え生成物は処理して場外に排出しなければならず、同じように処理して排出しているのが通例である。

また、当時協定を結んだ企業の中には研究所も含まれており、市は武田を他の協定締結各社と特別扱いする理由は全くない。

## (二) 新研究所の排水と「武田薬品との協定書」で指定する排水の比較について

新研究所の排水が、協定書で規定されている生活排水に当たるのか、比較表(省略)を見れば武田の排水が工場排水より、より危険な研究所排水であることは明白である。大清水協定の本旨は、工場排水が水質管理されているかどうかの問題ではなく、生活排水であるかどうかを受入の基準であることをはっきりさせておく必要がある。

## (木) 武田以外の企業50社と結んだ協定書が存続している下での「協定書」第4条の無効性について

大清水浄化センターへ工場排水を流さないという協定を結んだ企業は50社ある。中には存在しなくなった企業もあるが、大半は今でも協定を遵守している。武田の排水受入論理に従えばこれらの企業排水も受け入れなければならないことになる。これらの企業といえども、水質汚濁防止法に従い、排水処理施設を設置し、一定の排出基準をクリアしたものだけを排出しなければならないことになっているのである。研究所といえども武田も水質汚濁防止施行令で指定されている特定施設、特定事業所であり「協定書」には武田だけ水質管理をしているから受け入れて良いという規定はされていない。水質管理していても、排水処理施設を設置していても工場排水は受け入れないというのが「武田薬品との協定書」の本旨である。この点からも他企業と著しく公平を欠く藤沢市と武田薬品との「協議書」第4条は無効であるといわなければならない。

## (へ) 武田薬品新研究所の排水を受け入れるかどうかについて53年の二つの「協定書」に抵触するかどうかの役所内稟議、部長決裁、市長決裁がなされていない「協議書」は無効

武田の排水受入れが協定に抵触しているかどうかの藤沢市役所内の討論、部長、市長決裁がなされていない。関係文書の公開を求めたところ、市からは「請求に係る行政文書は存在しない」との回答があった。また4月28日の「行政文書公開一部承諾決定通知書」が示され、土木計画課と武田薬品との新研究所建設計画・排水計画を巡る打ち合わせ記録が公開された。しかし、この文書でもS53年「武田薬品との協定書」と「住民との協定書」については何ら協議されておらず大清水浄化センターへの受入の前提の水質管理、排出量のみの協議であった。

以上の文書で明らかになったことは、二つの協定書と新研究所の排水問題については、市としての部署でも協議されていないということである。協定書問題が関係部署で何ら協議されず、また、部長決裁、市長決裁も出されていないということは、武田薬品との協議書がいかにも不当であるか証明している。

請求者 12名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します

平成21年6月18日

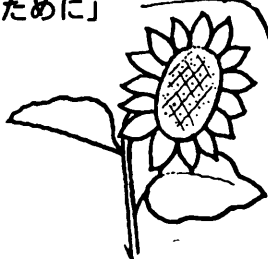
藤沢市監査委員殿

## 生ごみリサイクル交流会「生ごみは宝だ！」

寄本勝美氏歓迎あいさつ 事例発表 分科会 17:30 から懇親会  
 とき 8月24日(月) 9:30~16:30 参加費3500円  
 ところ 早稲田大学国際会議場(地下鉄東西線 早稲田駅徒歩12分 他のルートもあります)  
 主催/申し込み 第17回生ごみリサイクル交流会 2009 実行委員会  
 tel 03-5410-3735 fax 03-5410-5267

## 地球温暖化防止シンポ「温暖化を防止し生命を育む森の未来のために」

基調講演 小林紀之氏(日本大学法科大学院教授)  
 パネリスト 山根正伸氏(県自然環境保全センター研究部)  
 江原 誠 氏(NPO 国際環境 FOE JAPAN)  
 とき 9月6日(日) 13:00~15:00  
 場所 横浜弁護士会館大会議室 無料  
 主催 日本弁護士連合会 共催 横浜弁護士会

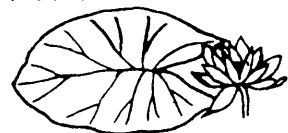


## ゴミ有料化裁判 口頭弁論

8月19日(水) 11:00~ 横浜地方裁判所 傍聴をお願いします

## 藤沢探鳥クラブ30周年記念講演会

「アオバトのふしぎ」斎藤常實氏(「こまたん」会員)  
 「湘南の鳥、今・昔」浜口哲一氏(日本野鳥の会神奈川支部顧問)  
 8月16日(日) 14:00~16:30  
 藤沢市民会館第2展示ホール 参加費 無料  
 主催 藤沢探鳥クラブ 問い合わせ 藤山25-1817



## 武田薬品対策連絡会

8月3日(火) 18:30から 市民活動推進センター  
 主催 武田問題対策連絡会 連絡先 080-5099-4264

## 藤沢エコネット

9月に学習会を予定しています

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット  
 次回事務局会議 8月3日(火) 15:00~ 市民活動推進センターにて

《編集後記》蒸し暑さいよいよ到来と思いきや、土砂降りの雨が降り突風が吹く。この天候不順は激しすぎる。地球温暖化の影響か。当会では温暖化プロジェクトでコンビニ調査をした。続けて、コンビニが倉庫を持たない運送システムでのCO2排出量を調べようとの声が上がっている。また温暖化防止シンポ準備会も立ち上がり、今年は学習をし来年度ひとまわり大きな実行委員会でシンポ開催を目指している。藤沢市地球温暖化対策地域協議会では「エコ島・エコちゃり」企画が環境省「H21 年度低炭素地域づくり面的対策推進事業」に選定されたとの嬉しい知らせが入った。神奈川県では藤沢と横浜、全国で15地域。期待される。(A)